

# 狭あい道路拡幅整備事業



～安心・安全な住みやすい環境へ～

酒々井町まちづくり課

## 1.事業対象について

対象狭あい道路：幅員4m未満の道路

対象後退用地：狭あい道路拡幅整備のために後退する用地

対象すみ切り用地：狭あい道路の角地

※建物を建てようとするときに限らず、寄付により狭あい道路の拡幅整備を希望される場合もこの事業の対象となります。

## 2.町が行う整備等について

測量・分筆・登記：対象後退用地やすみ切り用地について行います。

電柱・道路標識等の移設：道路拡幅整備に支障となる場合に行います。

舗装：狭あい道路の状況に応じて行います。

境界杭：境界を明確にし、事業に協力していただいたことを表示します。

維持管理：後退用地などを含め、道路として良好な状態に保ちます。

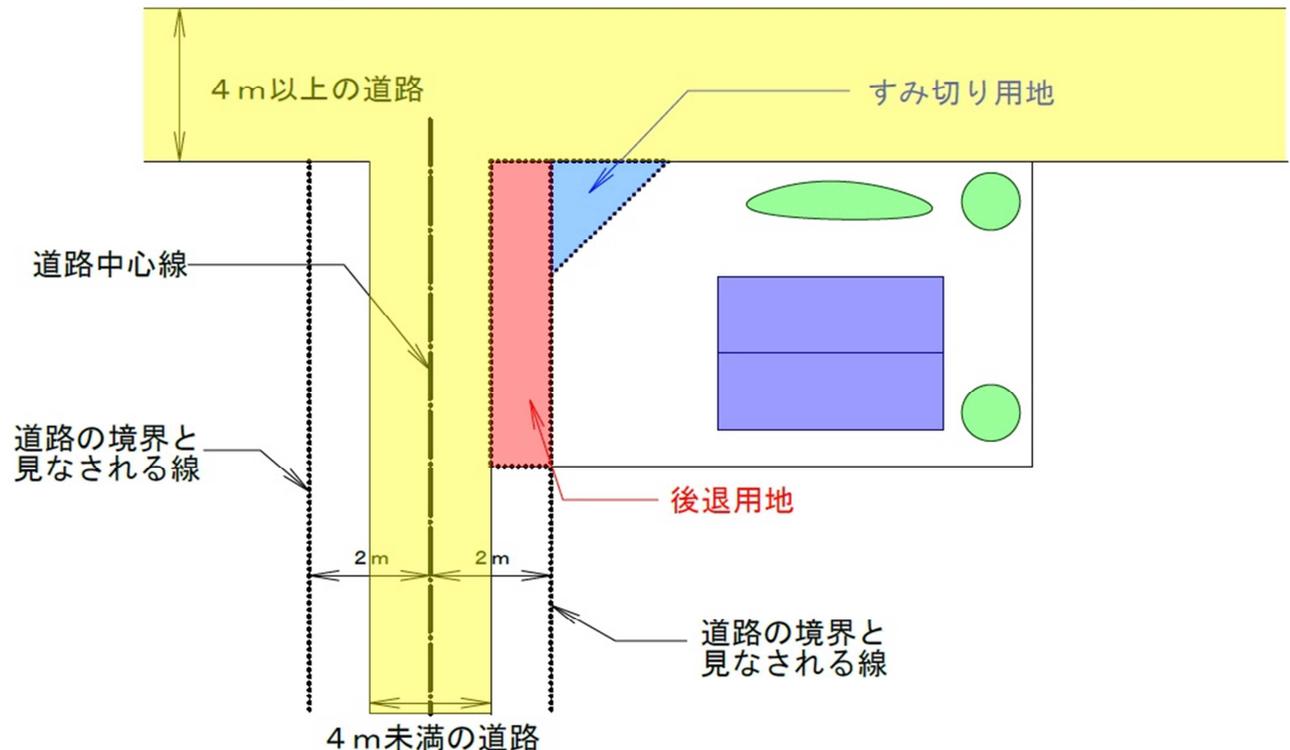
※狭あい道路の境界が未確定の場合、測量等はお客様の負担になります。なお、境界確定が不調の場合は、事業の対象外となります。

## 事業目的および概要

身近にある道路は、住みやすい住環境を確保し、災害時の安全性を高める上で重要な役割を果たしていますが、町内には4m未満の道路が多くあります。

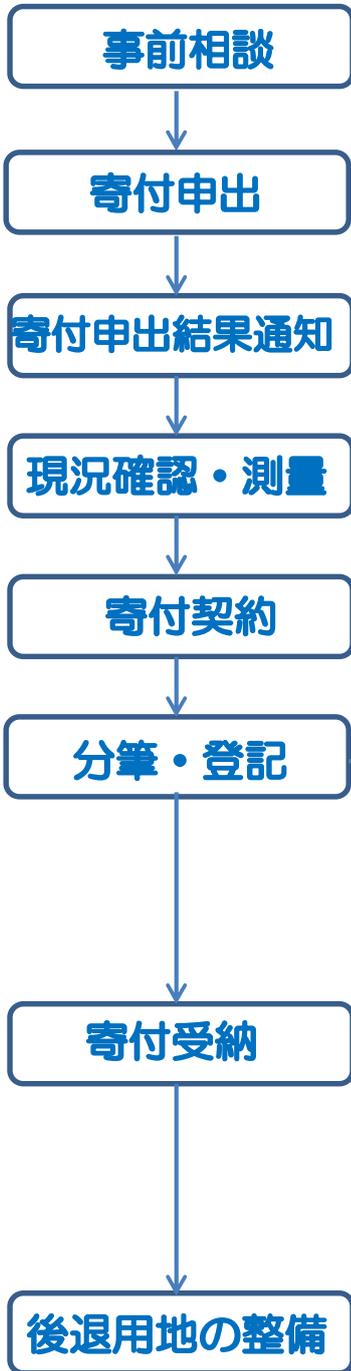
このような狭あい道路では、安全な通行などの生活環境に問題のあるもの、災害時の避難の妨げになるものなど様々な問題を抱えています。

そこで、町民の皆さまに道路用地を提供していただき、町が整備を行うことにより、安全で良好な生活環境の実現を目指すことを目的としています。

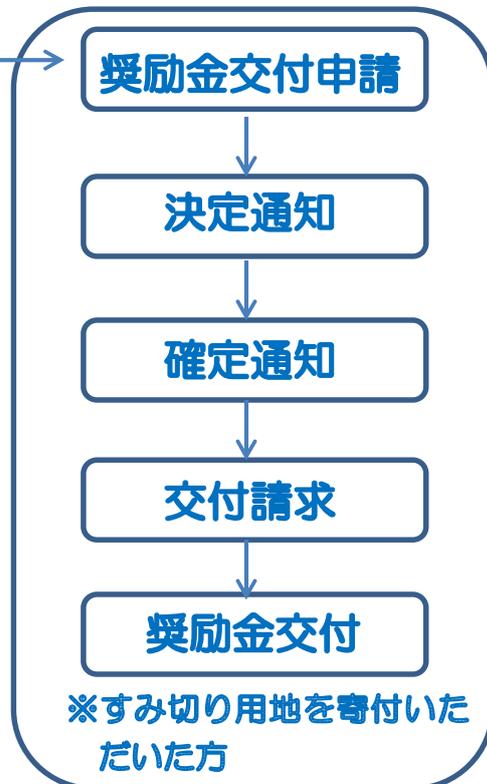


# 手続きの流れ

○町 ●お客様



- お客様が所有している土地を寄付し、拡幅整備にご協力いただくことをお考えの場合、町にご相談ください。
- 寄付申出書を提出されることで、今後の手続きについて町と協議することに同意していただきます。
- 狭あい道路の境界が未確定の場合、境界査定並びに境界確定協議書の交付申請書を提出していただき、境界確定を行います。
- 境界が確定してから後退用地の測量を行います。
- すみ切り用地の寄附がある場合、町より奨励金に係る申請書を送付しますので、提出してください。
- 後退用地について分筆と所有権移転の登記を行ったのち、寄付受納通知書を通知します。
- 道路拡幅整備に必要な工事を行い、境界杭を設置します。
- 道路奨励金交付額確定通知書を通知します。
- 道路奨励金交付請求書を提出してください。
- 道路奨励金を交付します。



お問い合わせ先・申請窓口

酒々井町まちづくり課 ☎043-496-1171

